対象事業等 担当課 (10月1日以降から寡婦(夫)控除等のみなし適用となる事業) 病児保育利用料、放課後児童クラブ利用料、助産及び母子生活支 援施設入所者負担金、休日保育利用料、一時保育利用料、夜間保育 子育て支援課 利用料、短期入所及び夜間養護等負担金、母子家庭等就業支援費 障がい者住宅改造費、障がい者屋根融雪装置設置費、 福祉課 軽度•中度難聴児補聴器費 老朽空家等除却費 建築住宅課 高齢者等住宅改造費、高齢者等屋根融雪装置設置費、介護 保険料の減免、社会福祉法人の介護保険利用者負担金、家 族介護用品の購入費、徘徊高齢者探索システム端末借用 高年介護課 費用、緊急通報システム機器借用費用、日常生活用具費、 外出支援事業利用料、高齢者バス優待乗車証購入費 上水道料金(生活困窮減免) 上水道課 下水道使用料(生活困窮減免) 下水道課 私立幼稚園就園奨励費(平成31年4月から令和元年9月分まで) 教育総務課

- ※上記の対象事業において、平成31年4月1日以降利用しているものについ ては、4月1日に遡及適用されます。
- ※今後、対象事業の追加等がありますので、ホームページや子育て支援課窓 口でご確認ください。
- ※下記の対象事業は、国の例規等の改正により、既にみなし適用が実施され ております。

保育園保育料、児童扶養手当、児童手当、障害福祉サービス費、自立支援医療費、 補装具費、地域生活支援事業費、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶 養手当、福祉医療費(母子父子医療、重度心身障がい者医療の一部の事業)、市営 住宅使用料、一般不妊治療費、特定不妊治療費、養育医療費

申請方法や適用時期など詳

もダウンロードできます

窓口にあるほか、

市

ΗP

から

申請書は子育て支援課や各支

申請者の戸籍全部事項 寡婦(夫)控除みなし適用申請書

証明

(戸籍謄本

問合

合わせください

は、

子育て支援課にお問

子育て支援課 広報ID 1011 **☎** 35 - 3 1 4 0

48

子を 生計を 現在婚姻していない人のうち)婚姻によらないで父とな 額が500万円以下の方。 ①に該当し、 有 かつ、 する子が 扶養親族であ 合計所得 おり、 Ŋ 合 金

※生活保護受給者は対象外です。

次の要件を満たす方 月3日および申

婚姻によらないで母となり

?在婚姻していない方のうち

てください

(書類を子育て支援課 利用を希望する方は、

く提

次の

必

申請方法

12

請日にお

事業を利用される方で、

前年

市内に住所を有

Ļ

左

表

0

抆

申請の受付を8月1日から開始し

この差を解消するため、

婚姻歴のないひとり親の方を対象に寡婦

等に差が生じる場合があります。 比べ課税所得が高くなり、

婚姻歴のないひとり親には、

税法上の寡婦(夫)控除等が適用されないことから、

婚姻歴のあるひとり親と

啇

ŧ

る子を有する方。 扶養親族または生計を一 に

しある方。

以上の場合の子とは、 事実婚は除く。 0金額が38万円以下であり、)人の控除対象配偶者や 総 扶 所 他 得

計所得金額が500万円以下

課税額などを認定要件とする各種制度において、利用に伴う自己負担額や給付額 各事業における寡婦(夫)控除等のみなし適用を10月1日から実施します。 (夫) 控除等のみなし適用の認定 親族となっていない方。

児童扶養手当現況届の手続きを

児童扶養手当とは、父子家庭や母子家庭などの生活の安定と自立を 助け、子どもの心身の健やかな成長のために支給されるものです。

手当を受けるためには、必要な書類を添えて市へ申請する必要があ ります(所得制限あり)。

現在、手当を受給されている方には、「現況届」の案内をお送りしま すので、9月2日例までに手続きをお願いします。

未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金を支給します

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、 今年 度のみの臨時・特別給付金を支給します。

次のすべての要件に該当する方

- ①令和元年11月分の児童扶養手当を受給する父または母
- ②令和元年10月31日時点で、これまでに婚姻をしたことのない方
- ③令和元年10月31日時点で、事実婚をしていない方または事実 婚の相手方の生死が明らかでない方

17,500円 支給額

- 申請期間 令和2年2月3日(月)まで
- ※児童扶養手当現況届の手続き時に申請できます。
- ※戸籍謄本と印鑑をご持参ください。

(問合) 子育て支援課 **2**35-3140

ご意見をお寄せください

パブリックコメント 【市民意見の募集】

案件名 認可外保育施設の設備及び運営に関す る基準について

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の 方、市内に事務所または事業所を有する方(法人・ 団体も含む)

閲覧場所 市(HP) 、子育て支援課(本庁1階)、 市民コーナー(本庁1階)、各支所、市図書館「煥 章館」、市民文化会館、ビッグアリーナ、女性青 少年会館(休館日を除く各施設の開館時間内)

提出方法 所定の様式にご意見を記入のうえ、 8月20日(火までに窓口・**郵送・FAX**・MAIL

※様式は閲覧場所にあるほか、市**HP**からもダウ ンロードできます。

(問合)子育て支援課

☎35-3140 FAX35-3165

Mail:kosodateshien@city.takayama.lg.jp 広報ID 1010666